

常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」
着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 着ぐるみを使用できる者は、原則として公的機関並びに市内で活動する団体及び事業者とする。ただし、結婚式・披露宴等を使用する場合に限り個人への貸し出しを行う。なお、個人は結婚後も市内に居住する者に限る。

(申請)

第3条 借用を希望する者は、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ借用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の3ヶ月前から受け付けるものとする。

(貸出承認の範囲)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 市の正しい理解の妨げになる又は妨げのおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人，団体，政党又は宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え，又は与える恐れのあるとき。
- (6) その他，市長が不適切と認めたとき。

(承認)

第5条 市長は、前条の承認をするときは、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ貸出簿（様式第2号）に記載のうえ、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ貸出承認書（様式第3号）を借用申請者に交付す

るものとする。

(貸出等)

第6条 貸出を受ける者は、原則として、広報広聴課に来課して借り受けるものとする。

2 貸出を受けた者は、原則として、広報広聴課に来課して点検を受けてから返却するものとする。

3 貸出は無料とする。

4 貸出期間は、原則として、7日以内とする。

(遵守事項)

第7条 貸出を受けた者は、着ぐるみを第三者に転貸又は有料で貸出してはならない。

2 貸出を受けた者が、着ぐるみを損傷又は紛失したときは、速やかに、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ損傷(紛失)届(様式第4号)を提出しなければならない。

3 貸出を受けた者が、故意又は重大な過失によって着ぐるみを損傷したとき並びに紛失したときは、現物に相当する物又は製作に要した費用をもって弁償する。

4 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。

5 その他、特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第8条 着ぐるみの貸出承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ貸出承認内容変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第3条の規定を準用する。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第9条 市長は、着ぐるみが、この規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消は、常陸太田市公式マスコットキャラクター「じょうづるさん」着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第6号)をもつ

て行うものとする。

- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに返却しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか着ぐるみの貸出の取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。